

(平成23年3月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C店における資格喪失日に係る記録を昭和48年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和48年5月1日から54年5月1日までA社のC店、D店、E店、F店に勤務していたが、年金記録によると、同社C店において48年9月1日資格喪失、同社D店で同年10月1日資格取得となっており、1か月間が空白となっているが、その間も退職したことはなく同社支店間における転勤であった。

なお、G年金連合会からのH厚生年金基金に関する回答書を証拠書類として添付するので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

G年金連合会が保管するH厚生年金基金の記録、雇用保険の記録及び同僚の供述により、申立人がA社に継続して勤務し（同社C店から同社D店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時期に異動した元同僚は、「私と申立人は、昭和48年8月にA社C店から同社D店の開店準備のために異動を命じられ、申立人と同社D店で一緒に働いた。同年8月から同年10月までの給与明細書を保管しており、それを見ると同年8月は同社C

店が発行し、同年9月及び同年10月は同社D店が発行したもので、いずれも厚生年金保険料が控除されているものである。」と証言しているところ、社会保険事務所（当時）の記録では、同社D店が厚生年金保険の適用事業所になったのは同年10月1日であることから、同社では、同社D店が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間は、同社C店において被保険者資格を継続すべきものであったと考えられ、同年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人のA社C店における昭和48年8月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、現在の事業主は、「申立期間当時、A社D店が社会保険事務所に対して申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたかは不明である。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで
申立期間当時、私は学生であり、平成2年及び3年にA県B市役所へ免除の申請をしたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について免除を申請したはずである。」と主張しているが、申立人の所持している年金手帳により、申立人が初めて国民年金被保険者となった日は平成3年4月1日と記載されているものの、国民年金保険料の免除の承認は、制度上、申請のあった日の属する月の前月から申請のあった日の属する年度の末日までの期間とされているところ、申立人の最初の免除記録は、オンライン記録により、同年4月から4年3月までの期間について、3年5月31日に申請されていることが確認できることから、申立期間の保険料を免除することはできない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料の免除申請手続きをしていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料納付の免除申請手続きをしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年10月から52年3月まで

昭和49年及び50年は大学生であり、51年は家業のためA県B区のC店で働き、52年にD県E市に帰ってきた。23歳の時、E市役所に国民年金の加入手続に行ったが、窓口の担当者に「法律が変わって20歳から加入して国民年金保険料を納めなければならない。」と言われ、学生でも納めなければならないのかと疑問に思ったが、二十数万円を2回か3回に分けて納めて国民年金手帳をもらった。

国民年金手帳は紛失して、証拠は無くなってしまい現在に至っているが、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「23歳になった昭和52年にE市役所に出向き、自分で国民年金の加入手続を行った際に、市役所の担当者から『法律が変わって20歳から国民年金保険料を納めなければならない。』と言われ、二十数万円を納めた。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は53年12月12日以降に払い出され、52年4月1日に遡って初めて国民年金被保険者資格を取得していることが国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、E市において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、戸籍の附票により申立期間当時の住所はA県F区にあったことから、F区における納付の可能性についてG年金事務所に確認したが、同事務所からは、「諸帳簿等確認したが、国民年金保険料の納付を確認

できない。また、申立期間に係る他の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。」との回答を得ている。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月

国民年金保険料納付の督促状がきたので、平成元年 3 月頃に 10 か月分程度、金額にして 8 万円から 9 万円を親に工面してもらい、一括納付しているのに、未納があるというのは納得できないので、確認をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金保険料の督促状がきたので、平成元年 3 月頃に 10 か月分程度、金額にして 8 万円から 9 万円程度を一括納付した。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により同年 3 月 10 日以降に払い出され、昭和 63 年 6 月 1 日に遡及して国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるものの、オンライン記録により、同年 7 月から平成元年 3 月までの保険料は過年度納付されていることが確認できる上、A 村（現在は、B 町）の国民年金被保険者名簿の保険料追納欄においても、「年月日 2・8・21、期間 63・7～1・3、9 月分」との記載があり、申立人が国民年金被保険者の資格を取得し、C 共済組合に加入したことにより国民年金の資格を喪失するまでの期間が 11 か月であることを踏まえると、申立人が記憶している一括納付は、当該過年度納付の可能性が高く、当該過年度納付が行われた 2 年 8 月 21 日時点では、申立期間の保険料は時効が完成していたため、納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年から 27 年まで

申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、加入記録が確認できない旨回答を受けた。

私は、申立期間については、A社B工場において勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所では、「昭和 24 年 8 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所となり、当該時点から社会保険関係の書類を全て保管しているが、その中に申立人に係る書類は無い。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた元同僚 5 人のうち、3 人は死亡又は所在不明であり、連絡の取れた二人のうち一人は、「申立人は短期就労したことがあったが、厚生年金保険の加入については分からない。」とし、他の一人は、「私自身は、昭和 27 年 6 月か 7 月から勤務したが、同年 11 月に厚生年金保険に加入している。」と供述しているほか、前記以外の申立期間当時の元同僚は、死亡又は所在不明により証言を得ることはできないことから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間において資格を取得した者の中に申立人の名前は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。